



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 6 日（月曜日） 第 261 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1	頁
○有害興行の指定……………（子ども家庭課） 1	
○民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定予定の通知（4 件）……………（ “ ” ） 1	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………（商工政策課） 2	
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 3	
○土地改良区の役員の就任の届出……………（ “ ” ） 3	
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定手続開始の決定……………（用地対策課） 4	
○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定……………（建築住宅課） 4	
○落札者等の公告…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 956号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 3 年 12 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
岩切 貞頼 （訪問リハステッ プ治療院）	日南市北郷町郷之原乙 2058－ 1	令和 3 年 11 月 8 日

宮崎県告示第 957号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 3 年 12 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
3 年－16	映画	私を奴隷にして下さい	佐藤吏組 ＜新東宝映画＞	令和 3 年11 月24日
3 年－17	映画	密着指導 教えてあげる	小南組 ＜オービー映画＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 958号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 12 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字長迫2857、2859 から2862まで、2863－ 1 から2863－ 4 まで、2864、字迫田3084、3085－ 1、3085－ 2、3086、3087、3088－ 3、3090、3094－ 6、3094－ 10
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 959号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字竜子山9575-17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 960号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字野鶴 287-1、287-5、287-20
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 961号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市梅北町 11449-112から 11449-114まで、11477-ロ、11478
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

11449-114・11478（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 962号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字高野 13168-1、13177-1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス日南油津店
日南市瀬貝三丁目5番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年11月8日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年12月6日から令和4年1月6日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	梶 原 幸 司	延岡市川原崎町 350番地 2

（任期：令和4年3月31日まで）

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 口 精志郎	延岡市日の出町 1 丁目23番地 4

（任期：令和6年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年12月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町 3 丁目 755番地 2
理 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
理 事	金 子 政 司	延岡市出北 3 丁目 2 番15号
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町 6 丁目 457番地 2
理 事	栗 田 京 一	延岡市栗野名町 363番地
理 事	新 名 健 一	延岡市牧町4561番地 1
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	渡 部 周 一	延岡市祝子町3116番地
理 事	松 田 圭 三	延岡市夏田町6411番地 1
理 事	松 田 幸 利	延岡市差木野町6382番地

理 事	堀 野 勝	延岡市鹿小路4715番地
理 事	小 野 恵 男	延岡市小川町4319番地
理 事	濱 田 憲 司	延岡市長浜町 3 丁目4960番地 1
理 事	田 中 昇	延岡市東浜砂町1114番地 2
理 事	山 内 義 幸	延岡市小野町5905番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	中 城 裕 史	延岡市下三輪町1424番地 1
理 事	佐 藤 美 博	延岡市野田町4909番地 2
理 事	山 田 寿 郎	延岡市大貫町 5 丁目2022番地
理 事	工 藤 英 文	延岡市小峰町6209番地
理 事	岩 切 東	延岡市下伊形町7341番地 1
理 事	甲 斐 安太郎	延岡市上伊形町1032番地
監 事	酒 井 隆 之	延岡市天下町 544番地
監 事	小 谷 喜美雄	延岡市岡元町 547番地
監 事	和 田 英 幸	延岡市祝子町4139番地
監 事	小 野 茂 也	延岡市舞野町1777番地

（任期：令和6年4月5日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町 3 丁目 755番地 2
理 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
理 事	染 矢 津 好	延岡市出北 3 丁目32番22号
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町 6 丁目 457番地 2
理 事	大 崎 一 弥	延岡市大門町 186番地
理 事	中 森 利 保	延岡市無鹿町 2 丁目3406番地 1
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	甲 斐 丈 吉	延岡市尾崎町4831番地

理 事	渡 部 周 一	延岡市祝子町3116番地
理 事	山 口 睦 男	延岡市差木野町6277番地
理 事	牧 野 佳 文	延岡市鹿小路4711番地 1
理 事	甲 斐 俊 一	延岡市小川町5028番地
理 事	濱 田 憲 司	延岡市長浜町 3 丁目4960番地 1
理 事	田 中 昇	延岡市東浜砂町1114番地 2
理 事	尾 崎 重三郎	延岡市小野町5930番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	中 城 裕 史	延岡市下三輪町1424番地 1
理 事	後 藤 哲 郎	延岡市松山町1183番地
理 事	酒 井 隆 之	延岡市天下町 544番地
理 事	山野内 勇 公	延岡市大貫町 6 丁目1835番地
理 事	古 嶋 重 豊	延岡市石田町3124番地
理 事	岩 切 東	延岡市下伊形町7341番地 1
監 事	甲 斐 繁	延岡市祝子町4084番地
監 事	川 崎 清 喜	延岡市小峰町6194番地
監 事	小 谷 喜美雄	延岡市岡元町 547番地

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第30条第 1 項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定手続の開始を決定したので公告する。

令和 3 年 12 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事
- 裁定手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在地：宮崎県宮崎市大字内海字大園地内

地 番	地 目		地 積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
7772番	畑	山林	66	227.17	118.06

- 土地所有者の氏名及び住所
(1) 氏名 不明。ただし、土地登記記録表題部所有者 山口鹿次郎
(2) 住所 不明
- 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類なし
- 裁定手続の開始を決定した日
令和 3 年 11 月 25 日

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した令和 3 年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

令和 3 年 12 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

二級建築士（合格者41名）

合格番号	受験番号
R 03－ 1	8 F－ 10102N
R 03－ 2	8 F－ 10121L
R 03－ 3	8 F－ 10130N
R 03－ 4	8 F－ 10134K
R 03－ 5	8 F－ 10220M
R 03－ 6	8 F－ 10226L
R 03－ 7	8 F－ 10236P
R 03－ 8	8 F－ 10247L
R 03－ 9	8 F－ 10273Y
R 03－10	8 F－ 10306P
R 03－11	8 F－ 10387L
R 03－12	8 F－ 10415L
R 03－13	8 F－ 10439P
R 03－14	8 F－ 10504Y
R 03－15	8 F－ 10528M

R03-16	8 F - 10531R	落札者等の公告 一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。 令和3年12月6日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計一式 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 3 落札者を決定した日 令和3年11月17日 4 落札者の氏名及び住所 株式会社山口商会宮崎営業所 宮崎市大字芳士字平田 816番地1号 5 落札金額 41,030,000円 6 一般競争入札の公告を行った日 令和3年10月7日
R03-17	8 F - 10587R	
R03-18	8 F - 10698P	
R03-19	8 F - 10862K	
R03-20	8 F - 10873P	
R03-21	8 F - 11026N	
R03-22	8 F - 11045L	
R03-23	8 F - 20038Y	
R03-24	8 F - 20117L	
R03-25	8 F - 20119N	
R03-26	8 F - 20146M	
R03-27	8 F - 20245N	
R03-28	8 F - 20267P	
R03-29	8 F - 20323P	
R03-30	8 F - 20346Y	
R03-31	8 F - 20516L	
R03-32	8 F - 20534R	
R03-33	8 F - 20556Y	
R03-34	8 F - 20604R	
R03-35	8 F - 20829Y	
R03-36	8 F - 20850Y	
R03-37	8 F - 20869P	
R03-38	8 F - 20890P	
R03-39	8 F - 20918P	
R03-40	8 F - 20948Y	
R03-41	8 F - 20949K	
木造建築士（受験者なし）		

--	--